

# 各種計画の策定に参画しました

～市民の意見は今後のパブリックコメントで～

## 「ごみ」を減らす計画

この計画を審議する会議体を「寝屋川市廃棄物減量等推進審議会」と言います。

6月に諮問を受け、5回の会議を重ねることで答申＝新たな一般廃棄物処理基本計画(素案)を作成しました。

審議会では会長職を拝命し、会の運営や計画素案の細部に至るまで携わり、委員の活発な意見により、会を重ねる毎に充実した内容となったと思います。

これまでのごみ減量の取り組みによる状況は…

- ・家庭系ごみを1人が1日当たりに出す量は、府内平均と比べ約14.5%多い。
- ・リサイクル率は府内自治体で4番目に高い。
- ・近年のごみ排出量は減少傾向。要因は、人口減少と事業系ごみの減少によるところが大きい。
- ・分類別では、不燃ごみのみが増加傾向。
- ・市民による資源集団回収量は減少傾向。

以上のような現状を踏まえ、審議会で議論した結果、以下のようにまとめました。

名称：一般廃棄物処理基本計画

計画期間：令和3年から令和12年（10年間）

【目標の達成度を測る指標と目標値】

①ペットボトル・廃プラの回収促進

平成20年度の量に対し、60%資源化

②家庭系ごみに含まれる食品ロスの削減

平成12年度の量に対し、50%削減

③古紙（雑がみ）の回収促進

平成20年度の量に対し、50%資源化

④小型家電の回収促進

平成12年度の量に対し、50%資源化

⑤事業系ごみの削減

令和元年度の量に対し、22%削減

⑥臨時ごみのリユースの促進

令和元年度から2.85g/人・日の削減

【具体的な行動の目安】

今の状況にプラスして…

⇒ 1人1日あたり280mLのペットボトルを分別

⇒ 1人1日あたりご飯1膳の6分の1相当を捨てない

⇒ 1人1日あたりコピー用紙3枚を分別する

⇒ 1人1ヶ月当たり電卓や懐中などを回収ボックスに

⇒ 1世帯当たり1年間で約2.2kg分をリユースに出す

ごみを減量する方法の優先順位は、Refuse(リヒューズ＝断る)を1番としています。それは、「ごみになるものを家庭に持ち込まない」「不必要なものは買わない。断る。」ことです。

このように、ごみの減量は、市民一人一人の協力が不可欠です。意識を持って取り組んでいただくことで大きな成果につながります。

一方、意識すること無くごみ減量につなげる取り組みも必要だと考えております。あらかじめ生産段階や販売段階において、過剰包装にならない商品パッケージや量り売りなどに代表されるような量の調整機能、リターナブル瓶のように繰り返し使える容器などの導入ができれば「ごみになるものを家庭に持ち込まない」ことにもつながります。個人の行動の変化が、生産者・販売者の考え方・行動の変化につながる重要な視点です。

# どうする？ 個々の公共施設

## 【背景】

高度経済成長期からの人口急増期に、多くの施設が短期間に集中して建設されました。改修や建て替え時期＝財政負担が重なることを意味します。全国的な問題ではありますが、他の自治体に比べ本市はその課題に早く直面することになります。（全公共施設の建設時期は、昭和40年代が49.1%、昭和50年代が32.1%）

人口減少に伴い、一人当たりの施設面積は増えます。

年齢構成の変化が、必要とする施設の性質を変えます。

社会背景の変化に対応する施設のあり方が問われているとともに、今ある施設を如何に経済優位性を持って持続させるかが問われています。

## 【特別委員会による審議】

公共施設等総合管理計画の策定後、公共建築物や橋梁、下水道、各種インフラ毎に個別計画を策定することとなっていました。その後の市長改選により、公共施設に対する考え方に大きな変更が加えられる可能性が見られたことから、公共建築物の個別計画の策定が遅れていましたが、10月に「個別計画(アクションプラン)素案」が提案されました。

各施設のハード・ソフトの基本情報をもとに、施設の今後の方向性を示した計画です。

正式な議案ではありませんが、特別委員会としては、161ある施設を、それぞれを1つの議案として捉え、3日に分けて審議を行いました。

公共施設の数	市民文化系	13	社会教育系	12
	産業系	2	学校教育系	37
	子育て支援	36	保健・福祉系	9
	行政系	13	市営住宅	3
	スポーツ・レクリエーション系	3		
	供給処理施設	2	その他	31

公共施設は所管する担当課が管理していることから、担当する施設のことは深く知っていたとしても、部署を跨いで公共施設の状態を把握している職員はほとんどいないのが現実です。

逆に言えば、議員は深くは知らないものの、分野を横断して公共施設の状況を知っています。

そのことから、素案の内容を相当数修正しなければならないような審議となりました。

ただ、残念な点は、施設の全体を見て、その中に含まれる多様な機能までの質疑に至らなかったことです。施設の利用者数をグロスで見るとは無く、施設に含まれる機能別の利用者数、単位当たりの数字を確認する作業が見受けられませんでした。その理由として、行政が作った基本情報を基に議論をしたことにあると思います。

## 【今後の考え方】

今、重要なことは、老朽化した施設の安全性を確保することと効率的な維持管理です。

本市の欠点として、維持管理を丁寧に行う視点が弱かったといえます。財政力が弱い故に、大規模な修繕ができなかったことも確かです。小中学校の大規模改修も年次的に行われておりましたが、全ての学校を終えることなく、耐震化工事に手を付けなければならない社会情勢となりました。

さて、すぐ次のステージは、「施設の再配置」と「機能の再配置」だと考えております。

今まで、1つの部署で独自の施設を建設し、その部署が独占して利用していました。（国の補助金制度に影響しているところもあります）しかし、すでに、そのように考える時代は終わっています。

市に1つの施設で成り立つサービス、歩いていける範囲に施設が必要なサービス。

まずは、その峻別を行わなければなりません。

そして、それを基に今ある施設・機能を複合化・集約化することなどを早急に考えなければなりません。

場合によっては、新規に複合施設を建設することや、既存施設の建て替えも必要かも知れません。

学校施設も聖域ではありません。逆に、各地域に設置されている小学校こそが、歩いて行けるサービスの拠点となり、各世代の交流の場、高齢者の通いの場となることが最善だと考えております。

# 決算データから見る実態

## ■扶助費

行政用語の「扶助費」と、一般に使われている「扶助費」は対象範囲に違いがあります。一般的には生活保護費を指して使われますが、行政ではそれ以外に子どもや高齢者・障害者への手当や医療助成も含まれます。

令和元年度の扶助費総額は323億8,929万円。内訳は、多い順に生活保護費約127億、障害福祉サービス費等約64億円、児童手当約34億円、民間保育所措置費約24億円となっています。

## ■市長交際費

2代前の市長時代には廃止されていました。後に復活し、令和元年度は約48万円の支出でした。(コロナの影響で2月3月の支出は無し。参考までに平成30年度は約61万円の支出)

## ■青パトの走行距離

各小学校区ごとにボランティアの協力によって走行している青パトは、各地域で運行状況が違います。例えば、1年間で運行日数は6日から188日、走行距離は162kmから3211kmと幅があります。ちなみに、5年間で最も走行した地域では約2万1000kmで、地球を半周以上走行したことになります。

## ■市公式アプリの利用状況

### ○各種予約での利用状況

- ①子どもの一時預かり予約(リラット) 1,408件
- ②集団検診の予約 522件
- ③マイナンバーカードの申請受付の予約 149件

### ○危険箇所の通報

- ①道路 38件
- ②公園の遊具破損 11件

## ■各施設での「児童書」の蔵書数

- 公立保育所(平均 553冊)  
最少 150冊 最多 1,033冊
- 公立幼稚園(平均2,053冊)  
最少 1,731冊 最多 3,183冊
- こどもセンター 1,116冊
- 子育てリフレッシュ館(リラット) 72冊
- エスポアール 2,798冊
- 学び館 542冊
- コミセンの分室(平均4,334冊)  
最少 3,673冊 最多 5,038冊

## ■市役所の職員数

行政を運営は、市役所の正規・非正規職員と委託や指定管理者の人員で行われています。「民間でできるものは民間に」との考えのもと、行政改革を行ってきた結果、市役所が直接雇う職員は減少しました。ただ、近年は増加傾向にあり、議会では課題と位置づけています。令和元年度は平成30年度比で、正規職員は34人、非正規職員は53人の増加で、合計1,939人となっています。

## ■防犯カメラの設置台数

令和2年3月31日現在での設置数は1,200台です。設置主体別で見ると、  
大阪府 5台 自治会 187台  
市長部局 648台 市教育委員会 360台  
教育委員会では、各小学校区ごとに15台ずつ設置してきました。

## ■インターネット公売

差し押さえ品等を換価するために実施されています。動産46品、不動産2件を出品し、見積り額の313万円に対し、約353万円で落札されました。

シリーズ  
ねやがわ史

## 律令体制下の地名

中央集権的な行政組織は、最小単位である戸(大家族)から、里(戸を50集めて一里)、郡(いくつかの里の集合)、国(郡の集合体)となる。

本市域は、河内国に含まれる。河内の表記は「川内」とされた時期もあり、「河内」表記の最も古いものは709年である。

河内国は、14郡から成り立っており、本市の大部分は茨田郡、一部は讃良・交野両郡に属した。

「茨田郡」の表記は「日本書紀」や「播磨国風土記(717年)」で見られ、藤原宮からの出土木簡にも見られることから、平城遷都(710年)には茨田郡は成立していた。茨田郡は八つの郷から成り立っており、本市に関係する郷は幡多、三井、池田、茨田である。

「讃良郡」は、「日本書紀」や法隆寺・西大寺の流記資財帳に見られ、本来の訓は「サララ」と考えられている。本市域に関係する郷は高宮郷と石井郷。

「交野郡」は「肩野」「片野」とも記された。7世紀中期には茨田郡に編成されていたものが、大宝令施行時に分割され新設されたと推測されている。